

ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託の事業者選定について

1 これまでの議会報告

- 平成31年2月18日 全員協議会 事業のあり方検討の実施を報告
- 令和2年2月20日 全員協議会 あり方検討の結果と今後の方針を報告

2 基本的な考え方

- ・安全・安心なガス・水道の供給と下水処理を行い3事業一体で維持・運営するため、民間事業者が妙高市内に設立する新会社へガス事業を譲渡し、同時に上下水道事業を包括委託する
- ・ガス料金は、譲渡後一定期間の据え置きを条件とする
- ・上下水道事業の予算・決算及び料金は、従来どおり市が決定する（市議会の議決）
- ・包括委託後はモニタリングを行い、水道の水質などに市が最終的な責任を持つ
- ・包括委託の期間は、10年間とする
- ・包括委託の業務範囲は、施設の運転監視・保守点検、電力・薬品等の調達、施設や管路の修繕、各種利用者手続き、料金徴収などとする
- ・水道法に基づく「第三者委託」とし、民間事業者は技術的な業務に責任を持つ
- ・公募型プロポーザル方式により民間事業者の提案を募集する
- ・選定委員会を設置し、技術提案と価格提案の総合的な評価で優先交渉権者を選定する

3 事業者選定のスケジュール

- 公募型プロポーザルの詳細検討
 - ・先進事例の調査、研究
 - ・募集要項案、要求水準案などの作成
- 民間サウンディング（対話型市場調査）の実施
 - ・応募希望の民間事業者を対象に、募集条件等についてヒアリング調査を実施
- 募集要項等の公表と民間事業者からの提案（10月～12月予定）
- 事業者選定委員会の開催（3回予定）
 - ・学識経験者など6名で構成
 - ・提案書の審査、民間事業者のヒアリング
 - ・審査結果に基づき、市が優先交渉権者を決定
- 全員協議会で優先交渉権者を報告（令和3年3月予定）

4 令和3年度の予定

- ・優先交渉権者と基本協定の締結
- ・新会社の設立
- ・ガス供給条例等廃止（9月議会予定）
- ・ガス事業譲渡認可手続き（経済産業大臣認可）（10月予定）
- ・令和4年度4月1日のガス事業譲渡、上下水道事業包括的民間委託に向けた引継ぎ